

企画競争説明書

業務名称：ニジェール国ニアメ市中学校教室建設計画準備調査

調達管理番号：21a00412

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月14日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年7月14日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ニジェール国ニアメ市中学校教室建設計画準備調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年9月 ～ 2022年6月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である

1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：山形 茂生 (Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 基礎教育グループ 基礎教育第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年7月27日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月2日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年8月11日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年5月12日版)」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先:

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: e-koji@jica.go.jp

件名: (調達管理番号)_ (法人名)_ **見積書**

[例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文: 特段の指定なし

添付ファイル: 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

- ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) 自然条件調査（現地再委託経費）
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 XOF 1 = 0.20067 円
 - b) US\$ 1 = 110.552 円
 - c) EUR 1 = 131.632 円
 - 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/建築計画
- b) 建築設計
- c) 施工計画/積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.90 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年8月27日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が相手国政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が相手国政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用し

ません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成にあたっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：学校施設建設

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/建築計画

➤ 建築設計

➤ 施工計画/積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（建築計画）】

- a) 類似業務経験の分野：学校建設
 - b) 対象国又は同類似地域：ニジェール国及びその他開発途上国
 - c) 語学能力：英語、またフランス語ができることが望ましい
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 建築設計】
- a) 類似業務経験の分野：学校建設
 - b) 対象国又は同類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：評価せず
- 【業務従事者：担当分野 施工計画/積算】
- a) 類似業務経験の分野：学校建設
 - b) 対象国又は同類似地域：ニジェール国及びその他開発途上国
 - c) 語学能力：英語、またフランス語ができることが望ましい

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/建築計画</u>	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	(-)	(12)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>建築設計</u>	(15)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	5	
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>施工計画/積算</u>	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ニアメ市中学校教室建設計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ニジェール共和国（以下「ニジェール」という。）は、人口2,331万人、1人当たりGNI 600ドル（世界銀行2019年）のアフリカ中西部に位置する国である。2010年代以降、テロ等を行う過激派の脅威を受け社会の安定が大きな課題となっており、人間開発指数は最下位（189位）（UNDP2020年）を記録する等、社会開発による人間の安全保障の推進が強く求められている。

2011年に誕生したイスフ政権は、第2次施政方針「ルネサンス・プログラム（2016～2021）」において、教育の発展を8本柱のひとつに掲げ、公平で質の高い教育の実現を目指してきた。同方針を踏まえ策定された「経済社会開発計画（PDES）2017-2021」においても、質の高い教育システムに力点を置いた人的資本の開発が5つの軸の一つとなっている。また、中等教育省を含む教育関連6省庁（策定当時、中等教育省は2021年4月に初等教育省と統合され現在は国民教育省）は、「教育・研修セクタープログラム（PSEF2014-2024）」を策定し、教育へのアクセス向上、教育の質改善、女子の就学促進に取り組んでいる。

これら政策の一環として行われた2014年の初等教育修了試験の廃止や地方部での積極的な中学校建設等に伴い、中学校への進学者が倍増（中学校就学者数：2010/2011年度29万8千人、2018/2019年度60万人）したこと等を踏まえ、当国は追加的に「教育・研修セクター移行計画（PTSEF）」（2020-2022）を策定し、中等教育省（現・国民教育省）主導による中学校整備4カ年計画（整備する教室数：464教室）のもと、ニアメ市における中学校建設を進め、ニアメ市中学校全就学者10万2千人に対する適切な学習環境の提供、就学継続、女子の就学促進等の対策を強化している。我が国も「中学校教室建設計画」（2013年11月G/A締結）により、教育施設の拡充に貢献してきた。その一方で、首都ニアメ市では特に中学への総就学率が89.2%と、全国平均（29.2%、ニジェール政府2018/2019年）に比べ非常に高いことから既存の公立中学校は81校あるものの学校整備が追いついておらず、教室の過密状態の恒常化（標準規定1クラス50人のところ60人以上が利用）や藁葺きの仮設教室利用など、教育インフラの不足が課題となっており、学校施設の増設による学習環境の改善が急務となっている。なお、ニアメ市では雨季に洪水被害が発生することがあり、学校施設は避難所の役割も果たし得ることから、防災の観点からも藁葺きの仮設教室の解消は意義がある。

かかる背景から、ニジェール政府は、「ニアメ市中学校教室建設計画」（以下「本事業」という。）について、我が国に対して無償資金協力による支援を要請、本事業の実施に向けて、協力準備調査を実施することになった。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本事業は、首都ニアメ市の中学校において新規教室、教育家具や管理棟、トイレ棟などを整備することにより、中等教育におけるアクセス及び学習環境の改善や女子就学の促進を図り、もって当国の経済社会開発を担う人材の育成に寄与するもの。

(2) プロジェクトの内容

(ア) 施設、機材等の内容：

- ① 【施設】中学校（約 25 校）の教室棟（約 200 教室、平屋もしくは二階建）、管理棟（約 10 棟、平屋）、生徒用・教員用トイレ棟（約 25 棟）、外塀、理科実験室（約 5 室）等
- ② 【機材】生徒用机・椅子、教員用机・椅子、管理棟用机・椅子、棚等

(イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、入札補助、施工・調達監理

(ウ) 調達・施工方法：

現地企業活用型

(3) プロジェクト実施体制

国民教育省 (Ministère de l'Éducation nationale)

(4) プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

実施中の技術協力「みんなの学校：住民参加を通じた教育開発プロジェクトフェーズ 2」（2016 年 12 月～2021 年 6 月）において、前期中等教育における学校運営委員会モデルの普及及び初等教育における基礎学力向上モデルの普及により、基礎教育のアクセス・質の向上、女子就学の促進を目指す活動を実施。引き続き技術協力「住民参加による基礎教育の質の改善プロジェクト」（2021 年 7 月～2025 年 6 月）を実施予定であり、本事業で教室が建設される中学校においても同委員会の活動による設備の維持管理等において連携を図る。なお、当国では現地企業を活用した「中学校教室建設計画」（2013 年 11 月 G/A 締結）により、11 校 146 教室、管理棟 6 棟、トイレ棟 18 棟などの整備を実施済みであり、本事業は後継案件に相当する。

(5) プロジェクトに関連する他ドナー等の援助活動

UNICEF が、地方部の小中統合学校 30 か所の建設、教室建設、中等教育省のロジスティック支援のための機材調達等を支援中であり、本事業にてニアメ市を対象とする我が国と共に中学校建設の両翼を担う。

第4条 業務の目的

本業務は、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、「ニアメ市中学校教室建設計画」について、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、発注者が相手国側と合意する討議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 調査全体の方針

本業務では、現地仕様・設計を参照し、無償資金協力に求められる最低限の品質という観点から無償資金協力を実施するために必要な概略設計調査を行う。

(2) 現地調査の実施方法

本業務においては、①現地企業活用型を想定した無償資金協力による学校建設・増設の為に必要な情報収集、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要調査、協議、情報収集を行うための現地調査Ⅰ、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査Ⅱ、の計2回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、発注者から調査団員を参加させることを想定している。

(3) 事業実施モダリティに係る調査方針

本事業サイトであるニアメ市は、外務省危険情報がレベル2の地域に該当する。ニアメ市は、イスラーム国系武装勢力等が拠点として潜伏するマリ北部、ガオから300kmと近く、ティラベリ州では頻繁に事案が発生してきた。南部のニジェール川流域、三か国国境をまたぐW国立公園も、テロ勢力の潜伏拠点となっていることが指摘されている。このような中、ティラベリ州内でニアメ市をはさむ形で、しばしば事案が発生してきていることから、治安状況の確認（脅威主体、活動範囲と移動傾向等）を行い、治安状況によっては現地企業活用型から国際機関連携方式への切り替えや見合わせの可否を調査する。

(4) 実施体制・施工監理体制に係る調査方針

本事業は、実施体制として、一般競争入札により選定する現地業者を想定している。については、現地業者の能力を慎重に分析し、必要と判断される場

合は、本邦コンサルタントによる現地業者の施工監理支援の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等へ反映する。なお、提案に際し、コスト縮減にも十分留意すること。

施工監理体制については、先行事業の教訓・好事例についても分析・反映のうえ、経済的にも技術的にも適切な体制を提案することとする。本邦コンサルタントの立ち入りを要する場合には、その体制及び安全対策も十分に検討する。

また、入札公示から契約までの手続（一般的な入札方法、入札図書、契約条件書、入札事前審査の方法等）、工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応について十分調査した上で、現地での調達手続きに際し、弁護士からの支援の必要性の有無を検討すること。

（５） 対象校選定及び施設・機材コンポーネント決定に係る調査方針

教室を増設する対象校の選定基準及び施設・機材コンポーネントの優先順位については、現地調査前に対象校候補リストを確認し、用途を立てた上で先方政府との協議に臨み、合意を得てから、サイトを踏査する。踏査に際しては、先方政策、就学需要、アクセスや水資源等を含むサイト条件、土地の確保、既存施設及び学校運営状況、施工監理拠点から対象校までの距離（サイト間の距離は30km圏内を目途とする）、現地企業の施工能力、邦人立入にかかる安全性、（周辺環境、携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況、対象校までの移動時間）、他ドナーとの重複等の情報を収集・分析する。特に建設作業及び施設供用後に不可欠となる商用電源や給水の接続位置や容量など、対象校における基本インフラの整備状況については重点的に調査を行い、担保されるように留意する。また、以下の観点からも調査・確認を行う。

（ア） 治安情勢の観点：

本事業サイトであるニアメ市の治安情勢に懸念があるため、治安状況の確認（脅威主体、活動範囲と移動傾向等）を丁寧に行い、教室建設中だけでなく建設後の教室の供用時の安全確保の観点からサイトを慎重に選定、対象校数を精査する。

（イ） 紛争予防配慮の観点：

特定の属性の住民（民族・部族等）に裨益者が偏らない、公平・公正に対象校を選定できるよう、対象校候補周辺の裨益者情報を調査する。また、住民への積極的な情報共有による透明性の確保に留意する。

（ウ） 環境社会配慮の観点：

本事業は、現時点では用地取得や住民移転の有無等を含め未確認事項があることから、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づき、カテゴリBに分類されている。ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、環境許認可、社会環境等）の確認、相手国政府の環境社会配慮制度・組織・法令・基準の確認、Environmental Impact Assessment（EIA）の要否の確認を行う。教室建設中の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物、騒音・振動等の影響規模、また建設後の教室の供用時の負の影響

響の有無を確認する。また、国立公園・国指定の保護対象地域等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しないことを確認する。

加えて、対象校候補の用地確認を行い、教室増設に伴う用地取得と非自発的住民移転の有無を確認する。本事業により用地取得や非自発的住民移転が発生することが確認された場合、簡易住民移転計画を作成する。また、教室建設中の併設教室の生徒等への安全配慮、学習環境への配慮の確認を行う。

(エ) ジェンダー平等推進の観点：

ジェンダー視点に立って、女子就学や月経衛生管理等関連の政策・開発課題・ニーズ・インパクト等に関する調査・分析を行い、相手国政府とジェンダー視点に立った施設・機材整備（女子校建設の可否を含む）について協議する。

(6) 安全対策に係る調査方針

本事業サイトについては、外務省危険情報がレベル2の地域に該当するため、事業関係者の治安面の安全を確保するための事業サイト等の安全対策を十分調査、検討する。計画内容の策定にあたっては、機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、本事業において必要と考えられる安全対策を検討し提案するとともに、調査の過程においては発注者と随時十分協議すること。

(7) 工事安全対策に係る調査方針

施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、相手国政府の理解の獲得を図る。具体的にはニジェールでの最近の既往調査報告書等やJICA ニジェール支所からニジェールでの安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ニジェールの他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じてニジェールで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA ニジェール支所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA ニジェール支所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報についてJICA ニジェール支所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICA ニジェール支所に報告を行う。

(8) 免税情報に係る調査方針

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課さ

れる税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA ニジェール支所と協議し、JICA ニジェール支所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA ニジェール支所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、成果品として提出する。

（9） 相手国負担事項に係る確認方針

相手国側負担事項（用地の確保、電源及び水道の整備、免税手続き、銀行取極め（Banking Arrangement: B/A）及び支払授權書（Authorization to Pay: A/P）の発給、運営・維持管理人員の配置、維持費用の確保、保守契約等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。特に免税手続きについては、免税を確保すべき税目、対象及び免税方式について、相手国政府に説明・確認を行う。また、既存施設の撤去については、地中埋設物が確認された際の対応について相手国政府との役割分担を確認する。

これら調査の結果は無償資金協力としてプロジェクトを実施する際の相手国負担事項として討議議事録に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共にプロジェクト実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は DD 時にさらに精査・更新されていくものである。

（10） 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定にあたっては、調査の過程で適宜発注者と協議する。なお、特に以下2つの段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

（ア）現地調査Ⅰ帰国後：

現地調査Ⅰの結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画・設計の方向性を協議・確認する。

（イ）現地調査Ⅱ派遣前：

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を説明し、確認する。

（11） 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」（以下、「無償報告書ガイドライン」）に従う。

（12） プロポーザルの記載事項

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。新型コロナウイルスの感染拡大による渡航制限の状況をふまえて、遠隔による調査を取り入れる等、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

<国内事前準備>

- （1） 関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画並びに協力計画案を検討する。
- （2） 相手国政府・主要ドナーの教育セクターにおける関連報告書を精査し、基礎情報を収集するとともに、現地調査計画・協力計画を検討する参考とする。
- （3） 上記（1）（2）を踏まえて、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担等）、質問票を作成する。

<現地調査 I >

（1） インセプション・レポートの相手国政府に対する説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を相手国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（2） プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

本計画に関連する政策や現状を確認した上で必要性、妥当性を整理する。

（ア）教育・社会事情調査

- ① 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画の概要と本事業の位置づけを確認する。
- ② 本事業計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。
- ③ 相手国における中学校教室建設の進捗状況と今後の整備計画、社会環境を調査し、対象校の位置づけを確認する。
- ④ 1教室あたり適正生徒数等の基準や通学圏を踏まえた学校設置基準、教育施設整備基準等を確認する。

- ⑤ 以下項目を含む、対象地域における中等教育に係る状況を確認し、必要教室数及びコンポーネント等を検討する。
 - ・ 対象地域周辺コミュニティの状況
 - ・ 対象地域の衛生環境
 - ・ 対象地域における特異な教育事情の有無
 - ・ 男女別生徒数の現在値及び将来予測値
 - ・ 建設/増設予定中学校に進学が予定される小学校の状況
 - ・ 小・中学校卒業後の進路状況
 - ・ 立地による格差
 - ・ 特別な支援が必要な生徒の状況
- ⑥ 対象校周辺中学校における教員配置状況、及びその資質（教員資格等）を確認する。
- ⑦ ニジェール国内における初等・中等教員の育成状況と今後の計画を確認する。
- ⑧ 全国における教員採用・配置計画を確認する。
- ⑨ 対象校における教員等の配置準備（予算手当含む）について確認する。
- ⑩ 代表的な小・中学校における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
- ⑪ 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。
- ⑫ 他ドナーによる小中学校施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、施設供与後の年数や現状（劣化状況含む）、建設費等）を把握し、計画の参考とする。小中学校設整備計画に関しては、建設予定校、協力内容等を確認し、本プロジェクトとの重複がないことを確認する。
- ⑬ ニジェールのスクールイヤーを確認する。

(イ) ジェンダー課題に関する調査

- ① 建設予定地域周辺の小・中学校における児童・生徒数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ② 既存小・中学校を視察し、女子児童・生徒や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子児童・生徒の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。
- ③ 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

- ④ 女子児童・生徒の中途退学の実態および原因に関する情報を収集し、女子児童・生徒の就学継続を促すための改善案に関する情報を収集する。

(ウ) 候補サイト状況（自然条件等含む）調査

- ① 国民教育省と協議の上、調査対象サイトを検討し、敷地の選定に必要な情報として、施設建設候補地に関する自然条件・社会条件の概況（住民移転の有無、既存施設の有無・配置状況、土地所有権）の確認、先方負担事項（既存施設の撤去、整地の必要性など）の整理を行う。また、調査対象サイトの踏査を行い、サイトの形状（敷地の広さ・形状、傾斜、くい打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況、教室過密状況、自然条件等）、想定される施工監理/監理拠点からサイトまでの距離及びアクセス状況、土地の確保状況、土地の所有権、水源、水道・電気等の引き込み状況、雨季の施工計画に与える影響、邦人立入に係る安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況）、既存施設の有無等の調査を行う。
- ② 必要なコンポーネントがあれば先方と協議の上、その適否を検討する。なお、敷地の形状や年間雨量等をもとに、計画敷地内における雨水排水のための施設整備についても必要性を検討する。
- ③ 本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地における気象、地質、地盤等に係る基本的情報を収集するとともに、「地形測量」と「地質・地盤調査」により示す自然条件調査を行う。自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。
- ④ 自然条件調査の詳細は別紙1のとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、本邦コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(エ) 施設・設備・機材計画調査

- ① ニジェールにおける標準設計、耐震・耐火等の構造の学校設計プロトタイプ、建設関連法規の有無、本計画における環境評価の安否や手続等を確認する。
- ② 施設規模については、「教育・社会状況調査及び自然状況調査」を踏まえて妥当性、効率性、持続性を十分に確認し、適切な施設規模を設定する。

(オ) 運営・維持監理体制調査

先方の実施関の組織、人員、能力、財務内容、役割分担等を確認する。財務内容については、各機関の支出内訳（施設建設費、教員給与、維持管理費、教材購入費、プログラム実施費等）を確認し、それぞれの役割を把握する。特に維持管理費については、施設建設後に追加で必要となる予算に十分に留意し、ニジェール関係機関に対して、今後の予算計画を確認する。

(カ) 調達事情調査

- ① ニジエールの現地業者の受注・施工実績、施工能力・技術力、人員、機材、財務力等の詳細な調査を行う。
- ② 調査対象地域における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況、物価上昇率等について詳細を調査する。
- ③ 資機材・消耗品等の現地調査、他国(本邦または第三国)を含めた調達先・価格(輸送費及び輸入価格を含む)及びアフターサービスの内容等を考慮し、資機材調達法の検討を行う。

(キ) 施工計画調査

- ① ニジエールでの設計・設計行為に係る法律・許認可等を確認する。
- ② 効率的かつ経済的な施工計画を立案するために、調達事情、サイトまでのアクセス状況、気象等自然条件の影響、施工体制等を調査する。

(ク) 環境社会配慮に関する調査

相手国の環境社会配慮に関する法令規程、関連省庁等を確認し、本プロジェクトのカテゴリを確認するとともに、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

現地調査によって得られた環境社会影響関連事項を踏まえ、「JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」に基づき、必要に応じて環境社会配慮カテゴリの確認を含む次の調査を行う。なお、環境影響が生じる場合や用地取得や住民移転が発生する場合は、現地再委託にて実施することを認める。

- ① ベースラインとなる環境社会の状況(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集含む)の確認
- ② 相手国の環境社会配慮制度(環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等)・組織(関係機関の役割等)の確認、「JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」との乖離の確認、解消方法の検討
- ③ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化

⑨ ステークホルダー分析の実施、ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）

相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」の環境チェックリスト案を作成する。また、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。

「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(1)～(12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」と乖離がある場合、その解消策を提案する。(1) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性 (2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果 (3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果 (4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件 (5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き (6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策 (7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き (8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務 (9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール (10) 費用と財源 (11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム (12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を

作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(ケ) 免税情報の収集整理

第6条(8)に記載されている事項に沿って、手続きの状況を詳細に調査する。免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA ニジェール支所と協議し、JICA ニジェール支所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式(免税情報シート)にまとめ、成果品として提出する。

(コ) 過去案件の教訓等の情報収集

施設・機材等調達方式による実施に必要な留意点(実施体制等)を整理する。

(3) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である国民教育省について、その組織・人員体制、財政・予算、さらに施工監理技術水準等の実施体制を確認する。

(4) 相手国側負担事項の確認

相手国負担事項の項目、プロセス、必要期間、各手続における責任組織を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。用地確保(更地による引き渡し)が案件実施の条件であることを確認。

相手国負担事項としては、免税手続、銀行取決め(B/A)に基づく支払授權書(A/P)の発行、機材設置に伴う施設改修、電気設備等の整備、自動車保険や車両登録の手続と費用、運用・維持管理に係る人員配置、運用・維持管理にかかる費用支出等を想定しているが、追加的に先方負担とすることが望ましい事項が生じた場合はそれも先方負担事項として先方に遵守を求める。

(5) 治安に関する安全対策の策定

本事業サイトについては外務省危険情報がレベル2の地域に該当するため、事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート(案)を作成する。なお、案件別安全対策検討シート(案)は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時十分当機構と協議すること。また相手国政府負担事項については同内容につき相手国政府に説明し合意に向け支援を行う。

<国内解析>

(1) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。現地調査 I 帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以

下の項目を含めるものとする。本プロジェクトの実施上のリスクを総合的に勘案し、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

(ア) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計方針を設定する。

(イ) 基本計画の作成

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

(ウ) 施設計画の作成

施設計画は、先方施設基準、既存施設の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、協力コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、対象地域内の他の小学校及び中学校施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。

(エ) 設備計画の作成

設備計画については、先方の整備基準、既存教育施設での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

(オ) 概略設計図の作成

(カ) 施工・調達計画の作成

施工監理/管理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。なお、対象サイトの治安上の懸念から、ガードマンの配置等が必要な場合には、施工方針等に組み入れ、積算に反映させる。

- ① 施工方針
- ② 施工上の注意事項
- ③ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ④ 施工監理方針・計画
- ⑤ 品質管理計画
- ⑥ 資機材調達計画
- ⑦ 実施工程

(キ) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容の検討

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第4版）」（2020年11月）を参照のこと。ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される施設をより効果的・効率的に活用するための支援を検討すること。

（ク）過去の案件に関する教訓等の情報収集

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について、調査を行う。特に工期設定、現地企業・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得る。

（2）プロジェクトの運営・維持管理計画の策定

ニジュールにおける中学校施設の運営・維持管理計画（教員、事務員雇用、生徒募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。並びにプロジェクトの維持管理費を算出する。

（3）概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を得る。

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの機材編・補完編（2019年10月）を参照して積算を行う。また、現地もしくは第三国業者を活用する場合の概略事業費積算にあたっては、「施設・機材整備方式（現地企業活用型）無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021年4月）」に基づき積算を行う。

なお、概略事業費の算出にあたっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、取りまとめる。

（4）事業費等のドナー比較・過去案件比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成する。

また、別紙2「コスト比較表」により過去に無償資金協力により実施された類似案件との建設コストを比較する。「コスト比較表」については、上記「事業費等のドナー比較資料」を兼ねて作成することも可とする。

（5）予備的経費の検討

本計画に関する予備的経費の計上のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを発注者に提供する。

- ① 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）
- ② 工事量変動にかかるリスク
- ③ 自然条件にかかるリスク（洪水、降水等）
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

（6）プロジェクトの評価指標の設定

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する。評価指標は、「基礎教育協力の評価ハンドブック」（2011年11月）及び、「資金協力事業 開発課題別の標準的指標例（2021年2月）」を参照し、発注者と協議の上、設定する。

（7）想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。想定しうる現地企業の工期遅延に係る各種リスク（資機材調達の遅れ・アンバランス、下請業者、サプライヤーへの支払いの遅れ等）を挙げて分析し、対応策をとりまとめる。

（8）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容についてJICAと協議する。

<現地調査Ⅱ>

（1）準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮、免税手続きなど、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

<国内解析Ⅱ>

（1）準備調査報告書の作成

相手国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- ① 概略事業費（無償）積算内訳書

- ② 準備調査報告書
- ③ デジタル画像集
- ④ 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版
- ⑤ 免税情報シート

なお、①概略事業費（無償）積算内訳書及び②準備調査報告書についてはプロジェクト内容の計画策定の時期から、発注者と事前打ち合わせを行いながら作成することとする。

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (10) を成果品とする。

成果品提出期限は、2022年6月中旬とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、ニジェール側実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意することとする。

- | | |
|---|--|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 1 部
: 仏文 1 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 1 部 |
| (4) 準備調査報告書 (案) | : 和文 1 部
: 仏文 1 部 |
| (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (6) 機材仕様書 | : 和文 2 部
: 仏文 2 部 |
| (7) 準備調査報告書
(※完成予想図を含む。) | : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚
: 仏文 (製本版) 15 部及び CD-R 2 枚
: 和文 (先行公開版) 2 部及び CD-R 1 枚 |
| (8) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚 (デジタル画像 60 枚程度) |
| (9) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版 | : 和文 CD-R1 枚
: 仏文 CD-R1 枚 |
| (10) 免税情報シート | : 和文 1 部 |
| (11) 案件別安全対策検討シート (案) | : 和文 1 部 |

注1) (1) 業務計画書とは、共通仕様書第6条 (改訂版) に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

- 注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に仏文を作成し、発注者に提出する。
- 注3) (5) 概略事業費(無償)積算内訳書については、「施設・機材等調達方式(現地企業活用型) 概略事業費積算マニュアル(改訂版)(2021年4月)」を、その他については「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」を参照する。
- 注4) (7) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載を含むことから、施工・調達業者契約の認証が終了するまで非公開としている。このため、調査の完了直後には概略事業費の記載がない準備調査報告書(和文:先行公開版)を公開している。
- 注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。
- 注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注7) (11) 案件別安全対策検討シート(案)は安全対策計画団員が作成する。
- 注8) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、仏文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年10月上旬より国内事前準備を開始し、10月下旬より現地調査 I²を行う。帰国後に積算等の国内解析 I（積算審査に要する期間含む）を行い、翌2022年4月上旬から現地調査 II/準備調査報告書（案）の説明、2022年5月中旬までに概要資料を提出、2022年6月中旬までに準備調査報告書報告書を含む成果品を作成・提出する。なお、積算審査は現地調査 II（DOD）前までに了することを基本とするものの、積算審査未了の状況でDODを行うことも可とする。但し、この場合は概要資料提出前までには積算審査を了するとともに、DOD後に積算審査結果に基づく協力内容見直し等に対応できるようにすること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

(ア) 業務量の目途

約20人月（M/M）（現地：9M/M、国内11M/M）（通訳は含まない）

(イ) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/建築計画（2号）
- ② 建築設計（3号）³
- ③ 施工計画/積算（3号）
- ④ 調達計画/機材計画
- ⑤ 環境社会配慮/自然条件調査
- ⑥ 安全対策計画⁴
- ⑦ 教育計画/ジェンダー調査

(ウ) 現地調査 I：①、②、③、④、⑤、⑥、⑦

(エ) 現地調査 II：①、②⁵

(3) 通訳備上

本調査には通訳を配置する場合、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は必要経費を見積書に記載し

² 1回目の現地調査（OD）にて、環境社会影響（用地取得、住民移転、影響を受けやすい地域での建設等）が確認された場合は、調査期間の延長等を行い、必要な調査がなされるように調整する。

³ 建築設計の団員が、設備計画についても調査する想定。

⁴ 安全対策計画の団員については、他業務との兼務も可能とする。

⁵ 1回目の現地調査（OD）にて、環境社会影響（用地取得、住民移転、影響を受けやすい地域での建設等）が確認された場合は、環境社会配慮と自然条件調査を分けて団員配置し、2回目の現地調査（DOD）での環境社会配慮団員の追加を検討する。

てください。本邦から通訳を帯同する場合は「一般業務費-通訳備上費」、現地での通訳備上の場合は「一般業務費-特殊備人費」にそれぞれ計上ください。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

自然条件調査（地形測量、地質調査、地盤調査、地下埋設物調査、給排水現況調査）

環境社会配慮 ※環境影響や用地取得、住民移転が生じる場合

その他に現地再委託して実施することが効率的な業務がある場合には、プロポーザルにて提案する。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示すること。

(5) JICA等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(ア) 現地調査

- ① 団員構成：総括（JICA）、計画管理（JICA）
- ② 調査行程：12日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、ミニッツに取りまとめる。

(イ) 準備調査報告書本説明

- ① 団員構成：総括（JICA）、計画管理（JICA）
- ② 調査行程：10日間
- ③ 目的：準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明、協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(6) 配布資料／閲覧資料等

(ア) 配布資料

- 案件計画調書①
- 安全対策ガイダンス
- 環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）

(イ) 公開資料

- 基礎研究報告書「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/965655DEBA9E946249256F2B003E6F5B/39469AC99E7133C749257F8D001DCA6E?OpenDocument>)
- ニジェール共和国 中学校教室建設計画準備調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010444.html>)

(7) その他留意事項

(ア) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAニジェール支所、JICAブルキナファソ事務所、在コートジボワール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(イ) 不正腐敗の防止

本業務に実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または発注者担当者に速やかに相談するものとする。